

戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書（以下「戸籍抄本」という。）で、提出書類に記載されている氏名、本籍地から現在に至る変更の内容（変更前の氏名・本籍地及び変更年月日）が確認できない場合は、改製原戸籍や以前の本籍地で発行される除籍の抄本等も必要となります。

次のような事例の場合、別途改製原戸籍等が必要になりますのでご注意ください。

※ 該当ページをクリックしてください。

【戸籍抄本だけでは内容を確認できない事例】

○本籍又は氏名を2回以上変更している場合…[2ページ](#)

○離婚の際に称していた氏を継続して使用している場合…[3ページ](#)

○婚姻を伴わず、本籍又は氏名を変更した場合…[4ページ](#)

(参考)

【戸籍抄本だけで内容を確認できる事例】

○婚姻に伴い、本籍又は氏名を1回だけ変更した場合…[5ページ](#)

なお、記載しているのは参考例であり、戸籍抄本は、各自治体により書式や記載内容が異なりますので、詳しくは各自治体の戸籍担当へ確認してください。

【婚姻を伴わず、本籍又は氏名を変更した場合】

例：免許状の記載が佐藤（岡山県）、現在が佐藤（広島県）

婚姻を伴わず、本籍地を岡山県から広島県へ変更した場合

本籍 氏名	広島県広島市中区基町9-42 佐藤 花子	
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成19年4月1日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製	戸籍のコンピュータ化の時期
戸籍に記載されている者	【名】花子 【生年月日】昭和40年4月1日 【配偶者区分】妻 【父】佐藤 太郎 【母】佐藤 一子 【続柄】長女	戸籍のコンピュータ化以前について、岡山県に本籍があったこと及び広島県への異動年月日が確認できません。 改製原戸籍等を併せて提出する必要があります。
身分事項 出生	【出生日】昭和40年4月1日 【出生地】岡山県岡山市 【届出日】昭和40年4月1日 【届出人】父 【送付を受けた日】昭和40年4月4日 【受理者】岡山県岡山市長	
		以下余白

- 婚姻に伴って本籍、氏名を変更し、その婚姻関係が現在まで継続している場合を除き、戸籍のコンピュータ化以前の氏名、本籍地の変更について戸籍抄本に記載されない場合があります。
(戸籍のコンピュータ化の時期は、各自治体によって異なります。)
- この場合、次の波線部分について、戸籍抄本だけでは内容が確認できません。
佐藤 (本籍地不明) ⇒ 佐藤 (広島県)
(異動日不明)
- そのため、戸籍抄本に加え、波線の部分全てを確認できる改製原戸籍等が必要になります。
- 改製原戸籍等を取得する際に、これらの事項が全て確認できるか、各自治体の戸籍担当へ確認してください。

(参考) 次の事例の場合は、戸籍抄本を提出するだけで足够了。

【婚姻に伴い、本籍又は氏名を1回だけ変更した場合】

例：免許状の記載が鈴木（岡山県）、現在が佐藤（広島県）の場合

本籍 氏名	広島県広島市中区基町9-42 佐藤 一郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成19年4月1日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記載されている者	【名】 花子 【生年月日】昭和40年4月1日 【配偶者区分】妻 【父】 鈴木 太郎 【母】 鈴木 一子 【続柄】長女
身分事項 出生 婚姻	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>※「平成5年4月1日」に「鈴木（岡山県）」から「佐藤（広島県）」へ異動していることが確認できるため、戸籍抄本を提出するだけで足够了。</p> </div> <p>【出生日】昭和40年4月1日 【出生地】岡山県岡山市 【届出日】昭和40年4月1日 【届出人】父 【送付を受けた日】昭和40年4月4日 【受理者】岡山県岡山市長 【婚姻日】平成5年4月1日 【配偶者氏名】佐藤太郎 【従前戸籍】岡山県岡山市北区内山下2丁目4番6号 鈴木太郎</p>
	以下余白